

○名古屋大学核燃料物質管理委員会細則

(平成 18 年 2 月 27 日細則第 25 号)

改正 平成 19 年 3 月 28 日規程第 106 号 平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号
平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号 平成 29 年 2 月 20 日細則第 24 号
平成 30 年 3 月 26 日細則第 26 号 令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号
令和 4 年 4 月 1 日名大細則第 2 号 令和 5 年 4 月 17 日名大細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学原子力委員会規程（平成 16 年度規程第 17 号）第 8 条第 4 項の規定に基づく名古屋大学核燃料物質管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 核原料物質及び核燃料物質（以下「核燃料物質等」という。）の使用、計量管理及び保管に関する事項
- 二 核燃料物質等に係る全学的な連絡調整及び調査検討に関する事項
- 三 その他核燃料物質等に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院理学研究科，大学院医学系研究科（鶴舞地区），大学院医学系研究科（大幸地区），大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院創薬科学研究科，未来材料・システム研究所，医学部附属病院及びアイソトープ総合センターの教授又は准教授各 1 名
- 二 放射線安全委員会委員長
- 三 核燃料管理施設の教授又は准教授 1 名
- 四 その他委員会が必要と認めた者

2 前項第 1 号及び第 3 号の委員は、原子力委員会の委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は、その都度委員長が定めるものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(調査及び点検)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、核燃料物質等使用施設の調査及び点検を行うことができる。

2 前項の調査及び点検を行う場合、委員会は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、施行日前から引き続き任命された、第3条第1項第1号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成19年3月28日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規程第68号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年2月20日細則第24号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日細則第26号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日名大規程第75号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日名大細則第2号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 17 日名大細則第 1 号)

この細則は，令和 5 年 4 月 17 日から施行し，令和 5 年 4 月 1 日から適用する。